

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

<b>厚生常任委員会会議録</b>			
<b>日 時</b>	平成13年11月19日(月)	<b>開 議</b>	午後 1時00分
		<b>散 会</b>	午後 4時57分
<b>場 所</b>	第2委員会室		
<b>議 題</b>	継続審査案件		
<b>出席委員</b>	高階委員長、前田副委員長、中村・斉藤(裕)・中島・佐藤(次)・吹田 ・松田・佐藤(幸)各委員		
<b>説明員</b>	助役・総務・財政・環境部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p style="padding-left: 40px;">委員長</p> <p style="padding-left: 40px;">署名員</p> <p style="padding-left: 40px;">署名員</p> <p style="text-align: right; padding-right: 40px;">書 記</p>			

～ 会議の概要～

**委員長**

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に斉藤裕敬委員、中島委員をご指名いたします。

継続審査案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許可します。

去る平成13年9月26日に開かれた厚生常任委員会への提出資料の再提出（差替え）について。

**（環境）管理課長**

平成13年9月26日に開催されました厚生常任委員会において、市民クラブの要求により提出いたしました資料に一部差替えが必要なことから、本日、一式を再提出するものであり、これにつきましてご説明申し上げます。

さきに提出しております資料は、平成12年11月8日までを提出期限とした見積書の総額及び調査業務項目別内訳で、財団法人日本環境衛生センターを除いたコンサルタント5社のものがございます。

なお、財団法人日本環境衛生センターの分は、平成13年9月20日、予算特別委員会に提出しております。

この日環センターを除いたコンサルタント5社のうち、株式会社日本環境工学設計事務所の1社分につきまして、平成12年10月25日を締切りとして徴した見積書番号451の1を誤って提出したものであります。

慎重に対応すべき議会提出資料につきまして、確認の徹底を怠り、取り違えたものであり、まことに申しわけございません。

また、資料要求をされました市民クラブに対しまして、大変ご迷惑をおかけしましたことをおわびいたします。

今後は、提出資料等の取扱いにつきまして十分注意してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**委員長**

桃内町内会協議について。

**（環境）金田副参事**

桃内町内会協議についてご報告をいたします。

平成13年8月、桃内処分場覆土と焼却処理施設、資源化処理施設などの建設について、桃内町内会員の全戸を対象に戸別説明を実施いたしました。

この中で、覆土方法については、おおむね理解をいただいたと考えておりますが、焼却処理施設などの建設については、条件付きながら賛成の方が6割、反対の方が3割、長期不在、入院、意思表示なしの方が1割であったと受け止めております。

戸別説明の中では、カモメのふんが洗濯物、屋根、自家用車にかかる苦情が多く出されており、その防止対策を強く要望されました。

また、焼却処理施設などの建設については、町内会員の方から、町内会として建設に対する意思表示をする場面が来ると思うが、その際の検討材料として地域振興策があれば示すべきであるとの考えが出されましたので、環境保全対策案、地域振興策案を取りまとめ、平成13年10月27日の役員会、更に、平成13年11月11日の町内会員への説明会を開催いたしましたので、ご報告いたします。

初めに、環境保全対策としてのカモメのふんの防止対策案ではありますが、処分場内にフェンスを張るなどの措置によりまして、カモメの飛来をできるだけ少なくするように努力し、一定の成果はあるところですが、搬入された廃棄物をブルドーザーなどで処理する際にカモメが集まることを防ぐことは、なかなか難しい状況にあります。

このため、防止策を種々検討いたしました。各家庭の事情に合わせ、洗濯物、屋根、自家用車、それぞれの防止費用を積算することは難しいことから、苦情が多かった洗濯物にふんがかかることの防止策を基に積算すること

とし、農家が行っておりますサクランボの木の雨よけを応用した、洗濯物干し場の覆いを設置する費用や洗濯物乾燥機の購入費用などを参考に算出いたしました。

この防止対策費用は、桃内町内会員が84戸であり、1戸当たり6万円として504万円、また、町内会の諸費用6万円を合わせて510万円を桃内町内会に一括交付しようとするものであります。

現在、この取扱いについては、町内会で協議中とのことでありますが、提案が受け入れられましたら、今年度の実施をいたしたいと考えております。

次に、桃内町内会地域振興策案について説明をいたします。

その内容についてであります。初めに、この振興策案は、小樽市及び北後志5町村が計画する焼却処理施設などを、桃内地域に建設することに同意した場合における小樽市及び北後志5町村の地域振興策案であること、また、今後の町内会員の要望については、町内会と誠意を持って協議することとしております。

内容の一つ目は、町内会活動、町内会館運営などへの地域振興策を行うものであります。

二つ目は、合併処理浄化槽による桃内地域の水洗化の促進であります。ただし、この実施に向けては、解決しなければならない多くの課題があることから、今後、検討・協議していくこととしております。

三つ目は、解体、屋根改修などの地域環境整備であります。

四つ目は、焼却処理施設の余熱利用であります。これは、施設内容が明らかになった時点で協議することとしております。

五つ目は、地元住民の雇用であります。これも、施設建設の内容が明らかになった時点で、仕事の内容、雇用数などを協議することとしております。

なお、桃内町内会振興策案については、建設の同意を得た段階での案でありますので、役員会全体説明会では議論しておりません。また、この内容につきましては、北後志地域廃棄物処理推進協議会幹事会に報告しており、推進協議会で協議することとしております。

最後になりますが、町内会としての焼却処理施設建設に対する意思表示については、臨時総会が早い時期に開催されるものと伺っております。

以上でございます。

#### **委員長**

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順序といたします。

#### **中島委員**

##### **報告事項の内容について**

きょうは、閉会中の厚生常任委員会ということで、主には市民クラブの斉藤（裕）議員に質問の時間を多くしようという内々の話合いもありましたけれども、二、三質問させていただきます。

今説明されました見積書の差替えですけれども、概要のお話は聞きましたが、具体的には、私どもには資料提出されておりますし、前回のもも持っております。この前回の見積書と今回のもので、どこのページのどこが違うのかということをお願いできないかと、ちょっとよくわからなかったのです。

まず第一に、それをお答えください。

##### **（環境）管理課長**

9月26日に提出しております資料ですが、資料は10枚ほどであろうかと思います。この中の7枚目と8枚目の部分の2枚が見積書と内訳書になってございますが、その部分の差替えでございます。

#### **中島委員**

北後志地域の見積書の6,670万と7,670万の違いということですか。

**(環境)管理課長**

差替えた部分は、数字的にはそのようになってございます。

**中島委員**

**桃内地区の住民への対応について**

それでは、今、桃内の住民の皆さんとお話合いの経過で対応している内容についてご報告いただきましたけれども、9月議会の一般質問で、私も、桃内の最終処分場のカモメやカラスのふん害に対する対策とダイオキシンへの不安について、住民の皆さんの一番大きな課題になっているようだが、ぜひ対策を進めるべきだという意見を出してまいりました。今の説明で、具体的なお話が進んでいる、このように思いましたが、地域振興策と環境保全策、この2点を提案しているというお話ですね。環境保全策は、カモメのふんの対策ということをお話しされましたけれども、1戸当たり6万円、510万円を対策費にするというお話でした。これは、具体的には、すべての世帯に支給するということなのでしょうか。それとも、被害の中身を報告して、被害状況に合わせてということなのでしょうか。申請方式なのか、すべての世帯に対策費として交付するのか、まずその点はどうですか。

**(環境)金田副参事**

すべての被害を積算するとなると、それぞれの家庭によっていろいろ事情があるわけです。というのは、被害となると、カモメのふんがかかっただけで被害となるのか、それをもう一回洗うことにより、例えば洗濯の洗剤が被害になるのか、それから、これでは使いものにならないからということで、衣料を買い替えるというのが被害になるのか、これは非常に難しいところがございます。そこで、私どもとすれば、1戸当たり、かからない防止策をいろいろな形で、それぞれの家庭の事情があろうかと思しますので、やり方を含めて、1戸当たり6万円を交付することによっていろいろな手だてをとっていただけるかな、こういうふうに考えております。

**中島委員**

各世帯に6万円ずつ配るとのことですね。それは、環境部の方でそれぞれの皆さんのお宅を回って配る、こういうことになるのでしょうか。

**(環境)金田副参事**

町会に交付するお金の関係でございませうけれども、これにつきましては、処分場を建設するときに町会と協定を結んでございます。その中で、それぞれ被害だとか防止策がいろいろある場合については町会と協議して行く、こういう取決めがございますので、私どもからすれば、防止策について町内会と協議してきましたので、その部分につきましては、町内会に一括交付をして、そして、交付方法については町内会の方をお願いをする、こういう形でしてございます。

**中島委員**

ということは、町内会にこのお金を渡す、そして、各世帯に渡す方式については町内会が決める、こういう形になるのですか。

**(環境)金田副参事**

渡し方としては、例えば銀行口座への振込だとか、それから現金でお渡しするだとか、いろいろな方策があるかと思えますけれども、そのあたりについては町内会の方にお任せをいたしたい、こういうふうに考えてございます。

**中島委員**

お金そのものを扱うということ、町内会にお渡しするということになれば負担も大きいかと思うのですけれども、町内会の役員の方にはそういう特別な負担をしていただくと。別な手当てを考えているのですか。

**(環境)金田副参事**

この場合、さきほども申しましたけれども、町内会で、交付だとか、その諸費用ということで6万円見てござい

ます。それで、口座振替手数料だとか、それから、それにかかるところの費用は、町会の考え方になるかと思いますが、その中で賄っていただきたい、こういうふうに思っております。

ただ、町会としても、事前に四役協議などを進めてございましたけれども、その中では、町会として交付すること自体、そんな仕事でもないのかなというような印象でございましたので、願いますということにいたしましたものでございます。

**中島委員**

被害補償と言ってますけれども、お話を聞いていますと、被害の実態の有無にかかわらず、一律6万円、全世帯に渡すと。これは、被害に対する対策費ではなくて、迷惑料として皆さんにお配りするという性質ではないですか、内容的に。その伏線として、これから持ち込む焼却炉を認めてほしいという暗黙の誘導策になるのではないですか。私はそういう感じが非常に強いのです。被害届なら、被害の実態を申請して、被害状況を見て交付するというのが普通ではないですか。ここのところはどうですか。

**(環境)金田副参事**

これは、あくまでも防止対策案でございまして、被害を補償するというふうな考えではございません。というのは、前段で申し上げましたけれども、各家庭によっていろいろと異なると。例えば、ふんが1回かかったたびごとに、これが被害だというような形での認定だとか申請だとか、そういったこと自体が果たして可能かなというのも我々は思っております。毎日、何時にかかるといのはわからないものですから。そういう面からすると、そういった現実的な被害を防止する、あるいは覆いをかける、それから乾燥機を、そういった手だての方が各家庭にとっては有効ではないか、そういう立場で防止策を考えたものでございます。

ただ、これは、焼却施設建設と時期的に案がちょうど似通った時期になりましたので、議員がご指摘のことが考えられるかもしれませんが、この部分については、あくまでも処分場の建設にかかわっての協定書に基づく、こういうことで町会とも協議してございますので、その点についてはぜひご理解をいただければなど、こういうふうに考えてございます。

**中島委員**

やはり、慎重を期して対応すべき中身だと思うのですよね。ともすると、そういう中身になりがちな内容だと私は思います。正直に言って、私もそのように思いましたし、そういう形でお金を出して、迷惑施設の導入ということで、住民の皆さんにはいろいろご協力いただかなければならない、そういう意味での対応策がいろいろ必要だと思うのですが、基本は、安全に、安心に暮らせる、そういう環境をつくるためにどういう協力と実施ができるのか、そこだと思うのです。被害を、あるいは環境を保全をするというのなら、その被害あるいは保全に必要なことをきちんと対応するのが原則であって、一律6万円でご理解いただきたいという中身になるのか。整合性のない中身だと思いますし、そういうやり方で同意を得るとい方法については、賛成いたしかねます。

それともう一つ、お金の問題で、町内会に管理を任せるといのは非常に不適切だと私は思います。聞いているところによりますと、小さい町会ですから、親戚縁者、隣近所、一挙手一投足、どこの人がどんな意見を持ってどういう補償をもらったか、全部おわかりだと。町内会の役員の皆さんにストレートに意見を言ったり、あるいは自分の意見をはっきり言うことが必ずしも楽な状況ではなさそうです。その割には、いろいろと意見を言っている場面もあるようですけれども、そういうふうに聞いていますので、町内会の役員が市の代わりにどうしてお金を出さなければならないか。そこについては、あくまでも市が窓口になって、それぞれの状況を聞いた上でお金を出す。もし環境保全と言うのなら、それが原則であって、町内会にお金を渡して対応してもらおう中身ではないのではないかと。そういうことをしない方が、今後の対応も含めていいのではないかと私は思いますけれども、どういうふうな結果でこういう形を選んだのか、最適だと判断されているのか、もう一度お聞かせください。

**環境部長**

この件については、さきほどから副参事がご説明していますけれども、あくまでも処分場のときに町会と市が協定書を結んだことから進めているということをごさいます、個々の人方とどうするこうするということではなくて、町会との協定ですので、あくまでも協定の相手先との話を進めて執り行うことです。さきほどから、焼却場の同意うんぬんということの手だてに使っているというお話だと思っておりますけれども、これは切り離して、町会、役員会なり、11日の全体説明会の中で、これは、焼却場の建設と離して、処分場に起因する内容ですから、処分場との協定に基づいて行うものですということを説明して進めています。さきほどから、個々にやるのがいいのではないかということですが、個々にやるとあくまでも被害という形になります。この被害というのは、なかなか向こうの被害の状況を提出するというのも難しいので、一律1戸当たりの経費を算出して、そして、町内会に支給して、町内会の中で各戸に配るのであれば、各戸に配っていただくという方法がベターだろうという判断の下で進めさせていただいた、こういうことです。

**中島委員**

町内会の中で各戸に配る方策がベターではないとなったときは、また別の方法があるということですか。町内会の中で、各戸に配る方法をしないということがあり得るのですか。

**環境部長**

町内会で各戸に配ることがベターだろうということなので、我々が個々に配るということはベターではない、ということで答弁させていただきました。

**中島委員**

それは、町内会の話合いと町民の皆さんあるいは市民の良識の問題で、そういうことがふさわしいかどうかを判断していただかなければならないと思いますけれども、私は適切だとは思いません。

あともう一つ、地域振興策ですが、これは、焼却炉の設置を同意したときの今後の提案だと。これについては、焼却炉をつくることを承諾したらこういうことが考えられますという内容ですね。こういうふうに考えていいのですね。

**(環境) 金田副参事**

そういう形で、同意をしていただいた段階で、市としてはこういう形で実施をしていきたい、こういう考え方でございます。

**中島委員**

幾つかあって、合併浄化槽による水洗化、ここは予定でいけば水洗化できない地域ですね。これを水洗トイレをつける方向で、幾つかの問題をクリアしなければならないけれども、考えると、これについては、どういう問題が残っていて、解決できる見通しがあるのかということをお聞きしたいと思います。

**(環境) 金田副参事**

合併処理槽では、下水道管というか、それにかわる衛生的な処理として合併浄化槽、こういう形でご提案しているわけです。

例えば、合併処理浄化槽を設置する場合については、河川に向かって放流するといいますか、流末といいますか、側溝などが整備されていることが条件です。ただ、今は現地を調査していない段階なものですから、どういう形で側溝にトイレだとか流しの水が集まって、浄化槽に入って、その放流水がどういう形で流れていくのか、私も実際にはまだ各家庭の状況を見てございませんので、そのあたりをまず調査する必要があるだろうと。それから、既に、簡易水洗といいますか、そういったものを付けられている方のお家もございませう。そういう場合に、合併浄化槽に切り替えればどういうことになるのか。それから、やはり、全部を市持ちということではなくて、個人負担をしていただかなければならないというふうに考えています。そういう面からすると、そのあたりの協議だとか、そのあたりを念頭においたクリアすべき課題、こういう形で表現してございます。

### 中島委員

あとは、地元の住民の雇用のことをおっしゃっていましたが、焼却施設が出来たときに、そこで仕事をする人は桃内町会の中から来ていただく、こういうことですか。

#### (環境)金田副参事

地元雇用の関係につきましては、最終処分場の建設同意に係っての地域運動の中で、桃内廃棄物処理センターの中で雇用するところがあればしていただきたい、こういうご要望がございました。それを受けてのことで考えたのですが、埋立処分場付近は、たまたまそういう関係がございませんので、雇用ということはできませんでしたが、焼却処理施設などに行くと、例えばサイクルセンターに行くと、今現在でも手選別の分だとかいろいろあるわけです。そういったものであれば可能なということで、ほかのところを見たらそういう部分があるものから、施設の内容が明らかになった時点で、雇用する場所、それから数などについて協議いたしたい、こういうことを申し上げているところであります。

### 中島委員

内容的には、条件を出して、希望を聞くのでわかってほしいという内容が果たしていいのかどうか、ちょっと問題が多いような気もしますが、こういうご意見を集約された背景は、さきほどの報告にあったとおり、8月に全世帯を訪問されて、さまざまな皆さんのご意見を聞いたことを前提にして提案されたのではないかと思うのです。こういう皆さんのご意見を網羅する、あるいは取り入れるという段階で、いろいろな意見があると思いますが、それらは、取り入れられるものもあるし、取り入れられないものもある。どういう意見をベースにしてこういう案になったのかということでは、本当に平等に皆さんの意見が反映されたかどうかということ、判断できるのかがちょっとよくわからないのです、ベースになるものがないのでね。

そこら辺では、全世帯にこういう問題で済ませた、その中身の意見の状況については、賛成・反対だけで6割、3割、1割とおっしゃいましたが、さまざまなご希望の条件つきと言った中身の内容について、もう少しご報告いただけないですか。

#### (環境)金田副参事

賛成と反対の意思疎通の理由とか、そういうことでございましょうか。

### 中島委員

条件つき賛成といったその条件です。

#### (環境)金田副参事

こういう形で、条件つき賛成と言った方につきましては、例えば、環境保全がそのまま保たれるならばというか、それから、ダイオキシン類の心配がないのであればとか、それから、地域振興策を実施してくれるのであればとか、こういったものが代表的な例かというふうに思います。

### 中島委員

条件については終わりますけれども、そういう皆さんの意見を、せっかく訪問して把握しているわけですから、内容のいかんによって、住民の意見として提示されていいと私は思うのです。そういうことがないので、一体どんな話合いがされているのか、環境部が、できれば議会に提示したくない内容もあるのか、こういう話になっていくわけですから、そういう形で得られた意見を議会にもきちんとしてほしい、私は、これはぜひお願いしたいと思います。わざわざ共産党として市民の皆さんの意見を聞く会を開かなくても、話を聞けるようにしていただきたいものだなというふうに思います。そういう形で得られた意見の提出もぜひご検討ください。

この点ではいかがですか。

#### (環境)金田副参事

いろいろな意見で、反対の方もおられましたけれども、私どもからすれば、正直にそういう意見も3割あったと

いう形でご報告申し上げているわけです。そういう面では、その内容について、やはりダイオキシンが心配だという方もございましたし、市へのいろいろな形で不信感だとか、それから、心情的に桃内地域にごみ処理施設が二つあること自体が、ごみの町に思われるといいですか、そういった表現になること自体が嫌だとか、そういった方々もございました。

私どもからすれば、いろいろな意見が、あんまり全部述べていくと、極端に言うと、だれが言ったかということで、さきほどの話ではないですが、わかるようなところもあるものですから、なるべくそういうことは避けたいというふうに考えてございます。ただ、そういった町会との協議だとか、いろいろな中身についての情報開示についてはできるだけ努めてまいりたい、こういうふうに考えています。

**中島委員**

**北後志焼却炉の改修経過について**

質問を変えますけれども、これから広域化しようとしている積丹、古平、仁木、余市、赤井川は、北後志衛生施設組合として焼却施設を持ってやってきました。こちらの方は、小樽の桃内の住民の合意が得られずに施設の立上げが遅れていく、そういうこともありますので、平成14年12月から始まるダイオキシン規制に間に合わないのので、今使っている焼却炉を手直しして、ダイオキシン規制に堪え得る施設をつくるということで予算化して実施を進めていると聞いています。この経過については、どういう経過なのかも含めて、内容をお知らせください。

**(環境) 田中主幹**

北後志焼却炉の改修についての経過、それから内容についてということでございます。

平成14年からのダイオキシン規制に関する対応について、北後志5か町村では広域の新焼却場が出来るまでの暫定期間については、今まで協議をしましてまいりました。それで、暫定期間はそれぞれ構成町村で対応するというようなことでございましたけれども、皆さんは埋立てを持っているところもありますし、持っていないところもそれぞれございました。それで、最終的には、北後志の今の焼却場を構成町村で改修して、暫定的に合体をしていこうということで聞いております。

それで、来年12月に間に合うように、今年入札を行いまして、2か年で改修工事を実施するというように聞いております。その内容につきましては、主に排ガスの設備、排ガスの冷却施設の改造、排ガス処理施設、それから集じん灰の固形化設備、これはそれぞれ廃棄物処理法の構造基準に対応できるような設備に改造するというようなものでございまして、その他のものについては手をつけなくて、その部分だけの改造というようにしてございます。

**中島委員**

結局、この焼却施設を改造するために、一定のお金を出して予算をとっているわけですね。これにはどれぐらい使うつもりか、こちらの状況によってということになるのかもしれませんが、北後志5か町村の金額負担はそれぞれどれぐらいになると聞いていますか。

**(環境) 田中主幹**

金額のことでございますけれども、この工事につきましては総額3億5,994万円ということで聞いてございます。それから、その負担でございますけれども、それぞれ5か町村においては、余市町につきましては、その経費全体の約66.7%でございまして、負担額が13年度、14年度に分かれてございまして、13年度につきましては6,669万円、14年度につきましては1億7,335万4,000円ほどとなっております。それから、仁木町につきましては、負担率7.8%で、13年度事業費につきましては782万円、14年度事業費につきましては約2,030万円ほどでございます。それから、赤井川村につきましては、負担率が約5.3%、事業費につきましては526万円、これは13年度でございます。14年度につきましては約1,367万3,000円ほどとなっております。それから、古平町につきましては、約11.9%、13年度で1,189万円、14年度につきましては約3,090万7,000円、それから、積丹町につきましては、負担率が約8.3%、事業費につきましては834万円、14年度事業費につきましては2,167万9,000円ほどにな

っております。

#### 中島委員

私はその話を聞いたときには、やっぱりごみの問題というのは生活の問題ですから、いくら広域化でやろうといっても、それぞれのところで負担したり、あるいは工夫したりしなければならないことが当然出てきます。食違ひもいっぱいあります。例えば、この資料を見ますと、結局、このごみ焼却施設は、一時使用不能になって三、四か月は使えない、その間どうするかは各市町村で考えてくれとなったわけです。仁木は、焼却できないので外部委託にする、その間はごみを減らすために電動生ごみ処理機を導入して3割減を目指すとか、独自にいろいろ工夫しているわけです。

そういう意味で、ごみ問題というのは、やっぱりそれぞれの状況がかなり大きいのですよ。小樽も同じように、桃内の住民の皆さんの合意がなかなか進まないのが予定どおりじゃない。そのことで起きてくるさまざまな波及効果も出てくるわけです。そういう点で、一律に広域化を進めること自体の矛盾の現れではないかなというふうに私は思います。こういう点が一つです。

それともう一つ、この5か町村の皆さん方は、このために予算を、3億 約 6,000万ですか。このお金を使うとして、更に、今後、広域化によって小樽と一緒に新しいごみ焼却施設を使うとなれば、またここにもお金を出していくことになるわけですね。これは二重投資と。今、手直しをして、現在の焼却炉でダイオキシン規制をクリアできれば、新たな広域に参加しなくてもやっていけるという結論になる可能性はないのですか。

#### 環境部長

ちょっとその前に、広域連合で処理をするのと、それから、今、北後志の組合で焼却炉を改修するというのを一緒に考えないでいただきたいということです。

まず、北後志の組合では、あくまでも14年12月のダイオキシン規制で、どちらにしても立ち行かないものですから改修しなければならないと。広域がそれまでにできれば問題ないのですけれども、そういうことにはなっていませんのでね。ですから、独自で何とかしなければならないということで、まず、改修をしようということです。

ただ、それを、それではいつまでにするのかと。当然、いろいろとお金のかけ方うんぬんということがあると思うのですが、それについて、初めてその広域の計画を実行するまでに、言葉が適切かどうかはあれですけれども、耐えられるかという考えでやっています。ですから、まず一つは、広域がどうのこうの、北後志の焼却をどうにかしなければならないということではないということでは理解していただきたいと思います。

それから、各町村で、もちろんごみの減量だとか、いろいろとしなければならないと思います。これは、小樽市についても、以前、中島委員にもお答えしたとおり、小樽も減量化を進めなければならないと思います。

ただ、ダイオキシンの問題等々につきましては、ごみの量というのが非常に重要になってきますので、一町村で解決するということが非常に難しいということもありまして、それらを含めて広域でやるというのが今は一つの国の方針です。ですから、それに乗って、近隣の町村でお互いに協力してごみの対策をしようということでもありますので、ご承知かと思えますけれども、その辺はご理解いただけるかなと思っております。

以上です。

#### 中島委員

そういう理屈が通らなくなったことを証明したのではないかなと私は思うのです。

ダイオキシン濃度のことだけで、広域、大量のごみ焼却ということが必要だという根拠になってまいりましたけれども、やり方によってはちゃんとクリアできる、そういう施設をつくれるのだということを今回は証明しているわけです。そして、広域でやるごみの8割は小樽のものですから、どうしても後志からかき集めてこなかったらできないという中身ではないはずで。厚生労働省が進めているとはいえ、そもそも政策に根本的な矛盾があるということをやはり指摘しておかなければなりませんし、それに乗じて自治体の後が大変なことになるということも十

分に見通した対策が必要だと私は思います。

そういう点で、今はとんざしていますけれども、やらなければならない課題というのは、例えば、北後志の計画書の中でも各市町村で違うことがいっぱいあるのです。分別収集も、他の5町村は事業系のごみであっても分類していますけれども、小樽は分類していませんから、全部一緒くたです。これをどうやって合わせていくのかという問題とか、あるいは、回収する資源も、5町村は段ボールもやっているけれども、小樽はやっていない。小樽がやっているペットボトルは、5町村はまだやっていない。こういう不整合さを、より住民サービスを高める立場で解決していくというのも重要な課題ですし、低めるような形で広域化するのだったら何も意味がない。こういう問題も含めて、各生活実態に合ったごみの回収、あるいは調整はまだ残っているわけです。

そういう意味では、あわせて改善する方向を目指して、広域ではない、小樽独自の身の丈に合った焼却炉の設置、広域にこだわる必要はないということを再度申し述べて、質問を終わります。

**委員長**

それでは、共産党の質疑を終えまして、次に、自民党に移します。

-----  
**前田委員**

自民党は、特にございません。

**委員長**

そういうことでございますので、次に、市民クラブに移します。

-----  
**斉藤（裕）委員**

**桃内住民説明会の報告について**

さきほどの報告にかかわって、1点だけ詰めたいと思います。

この中で、桃内地元住民から雇用の要請が出ましたと。雇用のやりとりを今聞いていまして、リサイクルプラザの方は、手選別であるとか、そういう作業があるから、これは雇用のチャンスがあるのではないかと、可能性があるのではないかと、こういう答弁だったと思います。

ということは、リサイクルプラザは市直営でやられるということなのですか。

**（環境）金田副参事**

リサイクルプラザの運営については広域連合になるだろう、こういうふうに思います。運営については広域連合と。

**斉藤（裕）委員**

そこまでみんな決まっていたか、リサイクルは広域連合と。そうしたら、全部を広域連合がやるという話になるのですね。

**環境部長**

運営形態については、さきほど副参事が広域連合と答弁していましたが、運営形態についてはまだ正式には決まっています。

ただ、以前からお話していますように、この焼却処理施設、それから資源リサイクル施設、それから破碎施設、これの発注といいますが、これは一括して広域連合が事業主体になる、こういうことです。ただ、運営主体について、どこでどうするかということは、今は全く決まっています。

**斉藤（裕）委員**

矛盾するのではないですか。

運営主体が、そういうリサイクルの手選別の部分で雇用のチャンスがあるということは、皆さんが雇用主になら

なかったらならないわけです。雇用主になるということを言っているのですよ。これから、業務委託であるとか、広域が一回受けて、どこかの会社に委託するのかなんとかという形にして、委託契約に基づいたら、そんなもの、ひもつきでこの人を雇いなさいなんていうことをできるわけがないではないですか。皆さんが言っているのは、自分で雇いますと言っているのですよ。自分で雇う可能性があるということを言っているのです、違いますか。

だから、そうなると、もう既に運営の方法がかなり煮詰まっているという印象を、私は受けるわけですよ。その辺を整理してください。

#### **環境部長**

この提案といいますが、さきほど言った中では、あくまでも施設建設の内容が明らかになった時点ということでございまして、そのときに、仕事の内容だとか雇用数だとかということを、要するに協議するわけですから、今もうそうやって雇いますよと言っているわけではありませんので、そういうことの可能性としてまず協議しますと。協議ですから、もう既に施設の管理運営が決まっているのではないかと、もしそういうことの誤解を与えたとしたら、そういうことではありませんので、別に、決まったから小樽市が雇用するのだということではありません。そういうことはひとつご理解いただきたいと思います。

#### **斉藤（裕）委員**

いや、小樽市が雇用するのではなく、広域連合が雇用することになるのでしょうか。

そうでなければ、そんな、さきほどの答弁にあったように、住民の皆さんに期待を持たせるようなことは言えないはずなのです。そうでしょう。だって、委託行為になったら、皆さんの採用する権限は何もないわけだから、広域連合が管理しますよ、ここから先は自分で、直営で雇うしか、そんな含みを持たせた話というのはできないのです。

私は、今、これは広域連合が直接、人を雇用するのだなと、こういう印象を受けました、答弁を聞いて。それと同じことを、またそれ以上に、もし住民の方たちと今と同じようなやりとりをしていたら、市が雇う、広域連合が雇う、こういうような錯覚を受けるのではないですか。その辺はいかがですか。

#### **環境部長**

確かに、そういう受止めをする方もいらっしゃるかと思います。我々の方の答弁といいますが、舌足らずな部分があるかもしれません。

ただ、何度も言いますが、これは、管理運営母体がどういうふうになるかということは今の段階では全く未定でございますから、もちろん広域連合で直接やるということもあり得るでしょうし、また委託してどこかの業者にやってもらうという形もあるでしょう。例えば、委託であれば、ぜひ地元雇用も含めて検討していただきたいというお話もさせていただくこともできるでしょうから、そういうことも、実際の施設の内容、それから管理運営等々が決まった段階で協議したりお話ししたりすることはできるのだろうということです。我々としては、桃内地域の住民の方々から、そういう施設ができたときに地元の雇用も何とかできないかというお話もあったと。以前にそういうお話もありましたので、それについては、我々としても積極的に進めていきたい、そして、それについては今後、協議していきたい、こういうお話をさせていただきましたので、まずひとつご理解いただきたいと思いません。

#### **斉藤（裕）委員**

それでは、今、皆さんが住民の方に言えるのは、決まっていなくても、皆さんの意向はわかりましたので、それに向かって、白紙ですが、意向を酌むように頑張ります、こうとしか言えないのですよ。そんなチャンスがあるかもしれないなんていう話はできない。これは指摘をしておきます。入口で時間をとりたくないものですかね。

#### **コンサルタントの関係について**

コンサルタントの関係についてお尋ねいたします。コンサルと全都清の一連の流れです。

今回、資料請求に基づき、幾つかの資料が出されました。全都清第 152号という文書が届いています。これには、今までの、日付がどうしたとか、こうしたとか、見積書の金額がどうだとか、こういう議論を根底から覆すといいますが、振出しに戻すようなことが書いてある。

それは、10月25日付けの見積書が、日付が同じで金額が違う見積書があるなんていうこと自体、それは常識的に考えられないということから、私はこの話をしてきたわけですね。そして、皆さんは、資料として見積書を出したり引っ込めたり、出したり引っ込めたりやってきたわけですが、今度は、10月25日付けの見積書というのは破棄してくれ、要するに、ないものとしてくれ、こう言っているわけです。

そこで、まず第1点目に聞きますけれども、推進協議会が見積書を破棄してくれということを知ったのは一体いつなのですか。この文書によると、10月30日にヒアリングしたときに口頭で打合せていたようにも書いておりますし。まず、その辺をはっきりさせていただきたい。見積書は破棄してくれと言われた日はいつなのですか。

**(環境) 金田副参事**

見積書を破棄してくれというふうに言われたということはございませんで、そういうことはないというふうに思います。

**斉藤(裕)委員**

ここに書いてあるではないですか。

152号の1の(5)、見積り内容は、上記内容に変更した生活環境影響調査業務の見積りとする事と、10月25日付け見積書は破棄し、再提出見積りを採用する。こう書いているのですけれども、これを知ったのはいつですか。

**(環境) 金田副参事**

この部分につきましては、10月26日に全都清と口頭で協議をしてございます。そのときに、1期から4期、環境影響評価という話の見通しということもありましたので、それ以降、もし見積書が再提出になれば、そういうものについては再提出されたものが採用される、こういうふうには理解したかと思えます。

**斉藤(裕)委員**

10月26日の協議は、口頭だったのでしょけれども、だれとだれがやられたのですか。

**(環境) 金田副参事**

10月26日は、前大津環境部長と全都清の栗原参事とでやられております。

**斉藤(裕)委員**

電話ですか。どういう方法ですか。

**(環境) 金田副参事**

電話だというふうに聞いております。

**斉藤(裕)委員**

推進協議会として、意思決定する組織というのは、どういう意思決定の手順ですか。どういう形になっていますか。たしか、私の手元の資料によると、大津前環境部長は推進協議会の事務局長。金田副参事が事務局次長。その上に助役会議で座長は小坂助役。その上に設置協議会、会長は山田市長。こういう組織になっているわけですが、推進協議会の意思決定というのはどこでやられるものですか。

**(環境) 金田副参事**

推進協議会の意思決定というのは、一般的には、事務局、それから幹事会、助役会があります。それと、推進協議会の首長会議、一般的にはこういう形での決定といいますが、なっていくかというふうに考えてございます。

**斉藤(裕)委員**

何でも決められるというような言い方で、どこでも決められるよというような言い方なのですけれども、最高意思決定機関はどこですか。

**(環境)金田副参事**

推進協議会の首長会議、こういうふうに思っています。

**斉藤(裕)委員**

今回、推進協議会として、環境影響調査の履行を引延ばしにする、先延ばしにするということは、全体スケジュールは全部変わってしまうわけですよ。そんな大切なことを、電話で、事務局長が他の助役会議であるとか、上部機関に報告、協議もせずに決定できるものなのですか。どうなのですか、その辺は。

**(環境)金田副参事**

さきほどのご答弁の中で申し上げましたけれども、あくまでもこの時点では、10月17日に町内会ともいろいろな協議を行いまして、町会としてダイオキシンの勉強会を独自にやりたい、それから、施設の視察もいたしたい、こういうことで、それ以降、これは町内会協議がまだ先に延びるな、こういう印象を持っていました。その中で、10月23日に、全都清と協議といいますが、出張のときに全都清に行った段階では、仮に15年着工になれば、1年遅れることになれば、仮にということの表現でありますけれども、第2見積書的なものも求める、こういったような表現もございました。

それを受けて以降、10月26日には、あくまでもこれはまだ見通しの段階でございますけれども、見通しで、1年遅れる見通しになった段階で、一番に影響を受けるものは何だろうか。今の段階から、第2見積書ということも、正規な見積りといいますが、そういった部分を取った方がいいのかなということで、10月26日、全都清と、後で、例えばそれが早まって4期が2期になれば、それはそれで金額が変わっていいわけですから、そういうことでの打合せを10月26日にいたしましたのかなと、こういうふうに考えております。

**斉藤(裕)委員**

第2見積書的な取扱いうんぬんと。これは、私は前回の議会でも指摘していましたが、そんな答弁でしたか。何かこの中に、これが全部、私とのやりとりですけれども、その中に、今の金田副参事の言われたように、実は23日のときに打合せをして、遅れるから、今度のヒアリングのときにはより実態に近いものを取った方がいいなという議論は、今、初めて聞きましたよ。部長もそういう話は聞いたことがないでしょう、今まで。

**環境部長**

今、ご説明したのは、まず、10月17日の町会の四役との話で、ちょっとスケジュールどおりいかないなという判断をしたということは、前段で説明しました。そのときに、10月23日の話はしたのですけれども、そういう意向があって、10月23日に、仮に着工が15年になった場合には求めなければならないなという話があったと。これは、1年遅れる前提うんぬんということでありませんので、恐らく、副参事の方もちょっとごっちゃにしてしゃべったので誤解を与えたと思います。23日は別にしても、さきほどの斉藤(裕)委員のご質問ですが、さきほど言ったように、17日にまず一つそういう計画が示されたので、10月26日に庁内の関係部長会議を開催しています。その中で、一つ、スケジュールに基いているとお話をさせていただいて、そういう状況なら1年遅れる見通しというのも考えなければならないねという話もありましたので、一応、そこで確認はいたしましたので、それでは、10月30日の直前に迫っているヒアリングについて、やっぱり影響のある生活環境影響調査、これについて6か月、2期の事業になっているから、もし遅れる見通しであるのであれば、今から1年間ということで見積りをし直してもらった方がいいのではないかという想定の下で、協議したということでございます。

最初の質問にお答えしますと、10月26日に見積書がもう一度出てくる、再提出されるということを知ったというのがその日にちだということです。

以上です。

### 齊藤（裕）委員

それは、幾つか矛盾があります。

23日の時点で、そういう話が今、説明のあったくらい煮詰まっているのであれば、25日から一発目でやればよかったのです。再提出とかなんとかという話にならないでね。25日の時点で変更すればよかったのでしょう。

それと、関係部長会議ですか、関係部長会議に何の意味があるのですか。これは、発注は推進協議会ですよ。関係部長会議というのは、推進協議会の主役ではあるけれども、一構成員たる小樽市が内部で話しているだけの話です。推進協議会としては、これはさきほどの答弁にあったように、助役会議だとか、そういうところに諮らなかつたらならないのでしょうか。小樽市で何ぼ話したって、そんなの何の意味もないことだ。無駄なことで、申しわけないけれども、対外的には何も通用しない話ですよ。

私がここで言っているのは、小樽市の部長が電話をかけて話をして、書類にも残さずに勝手に決められることなのですかと言っているのですよ。そんな話、やりとりがありましたという今の説明はどこに載っていますか。内部資料にもないのではないですか。

この件に関する資料は、これでファイル7冊目ですよ。私は、全部読んでいるつもりです。皆さんが情報公開条例に基いてきちっと見せていただいているのだったら、全部読んでいますよ。そういう話は今、初めて聞きました。26日に大津部長が栗原参事と話をしたことも、23日のときに、もう皆さんの腹の中では、これは1年遅れることはしょうがないなと思っていたことも、関係部長会議でそうやったから、それはそれでしょうがないなと小樽市の内部で意思統一を図ったことも、そんなことはどこにも書いていませんよ。私の見落としかもしれないから、今、ご答弁にあったことは、どこの何で話し合われて形に残っているのか、教えてくださいよ。

### 環境部長

関係部長会議うんぬんの話は、直接は出していないかもしれませんが、この経緯については、たしか決算特別委員会でも一応ご説明をしたかというふうに記憶しています。

さきほど関係部長会議が何の役にも立たないということですが、確かにそうかもしれませんが、我々としては、町内会との打合せの中で、そういう見通し、遅れる見通しもあるということを含めて関係部長会議でご相談をして、やっぱりそういう状況ならということですから、別にそれですべて物事がどうのこうのというふうには見ておりません。それを基にして、やっぱり遅れる見通しであれば、それなりの対応を、要するに、全都清との対応もした方がいいのではないかとということで、全都清との協議をしたと。これはですね、1年遅れる見通しですから、1年遅れるからどうこうということではなくて、1年遅れる見通しがあるので対応できるものは対応してほしい、こういう話で進めていくことですから、決めたとか、そういうことで進めていたわけではありませんので、その辺はご了解いただきたいと思います。

### 齊藤（裕）委員

どんどんわからなくなってくる。

1年遅れる予想はしたのですね。だけど、それは決めたものではないと。だから、26日付けの復命書に書いてあることが正しいのですよ、発注仕様書は発注仕様書であるけれども、2次的見積りとして取ることはやぶさかではないねというのは、ここに書いてあるから、それはわかるし、理屈も通る。しかし、あくまでも、これは最終的には180億円になる仕事ですからね。そのスタートのお金なのです。だから、推進協議会の各首長さんにまで署名をいただいて、こうこうこういうコンサルに発注をしますということを言っているわけではないですか。それが仕様書です。この仕様書には、平成14年何ぼなんていう話は書いていません。

こういう発注をしますよと、5町村の皆さんに、わざわざ首長さんの自筆のサインまでもらいながらですよ。これは報告で済んでいますけれども、節目節目には自筆のサインまでもらいながら進めていた事業が、勝手に、本当に勝手にですよ。工期変更がされていたなんていうのは、これは発注の形態をとっていないと思います。どこの世

の中に、発注仕様書を一事務局長がいじるなんていうことがありますか。

繰返しになりますけれども、この生活環境影響調査を工期変更する、履行期限を14年まで延ばすということは、全体スケジュールがずれ込むということがはっきりしているのですよ。それと、2回の検査を4回に増やすということになると、事業費が上がるのもはっきりしているのですよ、子どもが考えたって。

そういう全体計画にかかわるものを、電話でやりとりして、「いいよ」と言って、そして、その後、最高議決機関にも何の報告もしていない。これは大問題だと思いますよ。どう説明されますか。正しいと思っていますか。

#### **(環境) 金田副参事**

見積りの中の環境影響調査等を2期から4期に変更した関係ですけれども、この変更したものは、業務委託契約書の別冊仕様書の第4条に規定しております、技術提案を行うコンサルタントの選定基準、その他必要な基準などを定めることとなっておりますけれども、その中のこの部分に該当するのかな、その部分の一部変更該当するのかな、こういうふうにご考えてございます。

それで、その別冊仕様書の第4条には、選定基準を定めることと書いてあるわけですけれども、ただ、こういった形でやるかということについては特段に規定はございませんので、この仕様書の解釈については甲乙協議して定めると規定されています第8条に基づきまして、選定基準を準用して行っただと。そういう面では、当初から環境影響評価をやるということによって定められておりましたし、それが2期から4期になったということの中で仕様書の変更ということになってございますので、根幹を変更した、こういったことには当たらないのかな、こういうふうにご考えております。

#### **斉藤(裕)委員**

そういう理屈を言うと思って付せんを張っておいたのです。せいぜいそのくらいのことしか言えないでしょう。

この別冊仕様書で協議をしていいことになっているというのは、どうやって読んでも輕易なものなんです。この発注仕様書の基になっている基本計画の根幹を揺るがすようなことは、業者の技術提案でも何でもないので。皆さんは、後追いで一生懸命に理屈を考えているからおかしくなる。金田副参事はそんな答弁をされていますけれども、ほかの部署に行って聞いてください。環境部長は建築都市部部長の経験者ではないですか。コンサルとかいろいろ調査ものがありますね。発注仕様書の根幹にかかわるようなものを、勝手に委託先が変更するなんてことがありますか。どこもありませんよ。やったとしたら、それは不正ですよ。あたり前のことではないですか。こんな常識的なことを一生懸命に議論をしている自分が情けないですけどもね、私は。

そんなことを、変更したものを、これは、別冊仕様書なんていうのは、不測の事態が生じたときのために、どう取決めをしようかということなのです。協議はこうしましょう、責任はあなたですよ、又はここまでは私が持つとか、いろいろなことを書いていますよ。

だけど、発注の形態をなしていないではないですか。日付けが違ってたから破ってくれとか、破棄してくださいとか、決定権者でない前環境部長が電話で話して決めただとか、他の市町村に何て言いますか。

そうしたら、他の市町村にこのいきさつを報告してあるのですか。

余市からお越しの田中主幹にお尋ねしますけれども、それでは、余市町ではこのことをいつ知りましたか、余市町長さんは。そして、文書は残っていますか。発注仕様書がね。まだ決定していないときですからね。コンサルが選定もされていないときに、発注仕様書の形式が変えられているということ、事前に口頭でもいいですから、余市町長さんは耳に入っていましたか。

#### **(環境) 田中主幹**

ただいまのご質問でございますけれども、余市町長の耳にいつ入ったかということは、私はちょっとわかりません。

#### **斉藤(裕)委員**

ごめんなさい。では、余市町の方でもいい。

**(環境)田中主幹**

協議会なり構成町村の幹事等々にいつ伝わったかということで申し上げます。

私の記憶では、昨年(平成12年)の10月26日の段階でお知らせしていたというふうに記憶をしていますが、その辺については定かではございません。

**斉藤(裕)委員**

どんな方法でしたか。電話ですか。

そして、こんな大切なことが、どこにも書類には載っていないのだけれども、どうなのですか。

私が全資料を読みますと、こんなものは電話でいいのではないかなと思うものも、文書を出したり、やりとりしているのですよ。これは大事なことですよね、工期が違ってくるのだから、全体計画が違ってくるのだから。それは大事なことですから、文書を出しましたか。

**(環境)田中主幹**

さきほど申し上げましたとおり、記憶が定かではございませんけれども、あの当時、ひょっとしたら、着工年度が延びるかもしれないという話は、私がこちらの方に来ておりますので、お聞きしておりました、その時点ですね。それで、内容について、全都清と協議会との契約事項について大幅に変更するとか、契約内容、業務量が変わるとか、そういう根幹にかかわるようなものではないというふうに認識しておりました。さきほどから何回も繰り返しますけれども、工期が1年延びるかもしれないので、そういう対応になるかもしれないということをお聞きして、そういうふうにお伝えしていったと記憶してございます。

**斉藤(裕)委員**

部長に尋ねますけれども、私が再三言っているように、環境影響調査の履行年月日をずらすということは、事業は遅れますね。これは間違いありません。物理的にいっても遅れますでしょう。それは間違いないと。共通の認識ですね。

それで、そういうようなことを、口頭でやったのかどうかは知らないけれども、この文書のやりとりをする2か月ちょっと前ですよ。6市町村の人たちは確認書を取り交わしているのです。平成14年度着工、平成16年度完成という確認書までつくって、みんなで判こを押して、そして進んでいるものなのです。それが、期限が、今の理屈で言ったら、14年度着工は絶対できないのですよ、終わっていないから。環境影響調査を14年度に延長してしまえばね、できないのですよ。そうしたら、当然、新たな確認書を、確認書の修正であるとか補正であるとか、やるのがあたり前でしょう。

そして、皆さんは、今回の話がどんどん煮詰まってくると、最初は資料とかいろいろ出していたのだけれども、ここに書いてありますとか、あれがこうですとかやっていたのですが、もうこの前の議論くらいから、皆さんはみんな「口頭でやりました」「口頭でやりました」と言っているわけです。役所の仕事として、口頭でこんなに大きなものが進むわけがないではないですか。各市町村の方たちに確認したのも定かでない。定かでないのになぜですか。それは、文書発送もしていない。内部の記録も残っていない。それで、「連絡しました。口頭です」と。他町村の方たちが何て回答したかもわかっていない。しかも、推進協議会自体、正式な稟議は何もない。こんなことは異常だと思いませんか、部長。

**環境部長**

2定(平成13年11月19日)のときから、事務の進め方については確かに不適切ということで、私もそう受け止めています。確かに、進め方については、時間がないという中では拙速な部分があったと、私自身もそういうことは拙速な事務の流れだと、そういうことがあったというふうには思っています。

ただ、今の口頭でということの話を再度させていただきますけれども、26日には、遅れる見通しだということをお

踏まえて、全都清、それから、さきほど主幹から言いましたように、各5町村に電話でこういうふうに遅れる見通しだよということは連絡したという話をしています。

それを踏まえて30日のヒアリングに臨んで、見積りの再提出ということをする事になったわけです。その後、10月31日に、幹事会と、それから助役の合同会議をして、その中でスケジュール等々のお話を進めさせていただきました。これはその経過ですけれども、さきほど確認も報告も推進協議会は何もしていないだろうという話でしたから、その確認をさせて、それを説明させていただきますと、10月31日に幹事会合同会議の中で説明をさせていただいています。その後、その中で、助役会議ですから、各首長さん方にも報告していただきたいと。なかなか首長さん方はスケジュールがとれませんので、そういうことでお願いはしているということを知っています。

その後、それを踏まえて、たしか、事前に各会派の代表とか、厚生常任委員会の委員さん方にもそういう話をさせていただいて、失礼しました。ごめんなさい。

10月31日に助役会議を開いた後に、11月24日に厚生常任委員会で、報告又は質疑の中では、1年遅れる見通しで4定の予算計上は相当厳しいというお話をさせていただきました。そして、12月15日の再度の厚生常任委員会で、実際、4定に予算計上していませんので、その中で1定で計上したい、こういうお話を進めていて、最終的には、その後、いろいろと何とか14年度着工を目指して頑張っていたのだけれども、最終的に、4定を経過した後にやっぱり厳しいということで、1月25日の首長会議で1年遅れると最終確認をさせていただいた、こういう流れになっています。ですから、事後の形にはなっていますが、そういうスケジュール等々については、推進協議会なり、その前の助役会議なりでご説明、ご報告をさせていただいた、こういう経過になっています。

#### 斉藤（裕）委員

1年遅れるとかなんとかというのは、いつになるのだ、早くしたらどうだとか、いろいろな議論の中で、住民合意の問題であるとか、そういうことで遅れていると、そんなことは聞いていますよ。

正確に聞きますよ。何か私たち議会にも話があったようなことを今の答弁でおっしゃられたけれども、少なくとも、私たちは、発注仕様書の内容が変更されているというのは知りませんでした。10月のあたりというのは、3定から始まったいろいろな議論の中で、皆さんは、終始一貫、急いでいる、急いでいる、急いでいると言っていたのですよ。急いでいるから、こういうチョンボもあったのだ、事務手続もまずかったのだ、こうやって答弁されていたのですよ。

ところが、答弁と裏腹に、その3定から4定の間では、1年以上確実に遅れるというような発注形式にもうたっていたというのが解せない。私たちは、少なくとも議会資料をつぶさに読んで、皆さんから資料もいただいて、そして、こういう発注をしていますということを一生懸命読んでいました。

ところが、平成13年6月30日までのものが、平成14年3月にずれ込んでいるなんていう話は、今、初めて聞いたのですけれども、私の記憶違いですか。それとも、ほかの会派の方たちには仕様書変更まできちんと説明されているのですか。

いいですか。仕様書を変更するということは、遅れるかもしれないというようなあいまいな話ではないのですよ。住民の皆さんとのやりとりがあったり何だりして、遅れるかもしれない、1年、着工が遅れるかもしれないということではなくて、仕様書変更をするということは、遅れるのですと。あいまいな話ではないのだ。どんな説明をされたのですか。私たちは聞いていないと思いますけれども。

#### 環境部長

さきほど議会に説明したというのは、1年遅れるということのご説明で、仕様書の内容については説明していませんでしたか。

#### 斉藤（裕）委員

そうしたら、なぜ、急いでいる、急いでいるなんていう話になったのですか。急いでいないではないですか、これ

だったら、余裕はまだあるのですよ。

**環境部長**

10月30日時点で、さきほど急いでいるというお話でしたけれども、確かに、これまでは委員もさきほどご指摘したように、確認書の中でこの着工は14年ということを目指していこうという話でしたので、それでいくと、概算要求等々を出すためには、最低限でも13年6月の段階くらいまでにはそういう調査ものは終わっていないかならないということもあるので、コンサルの選定を急いで、そして調査をしていかなければならない、こういうことで急ぐ、急ぐというお話をさせていただいていたわけです。

ところが、さきほど言ったように、10月17日から、14年の着工というのはなかなか厳しいぞという話があったので、ただ、推進協議会の方としては、当然、14年というものの着工を目指して進めなければならぬわけですから、進めていこうというふうに思っているわけですから、それを何とかクリアすると。ただ、その反面、さきほどから言っていますコンサル選定のための仕様、これは、まず一つは技術提案をして、それに伴った見積書ですから、そういうものに影響があるものについては、早いうちに直せるものは直していこう、こういう両面と申しますか、こういう形で進めていきましたので、早くしなければならぬと言ったのは、確かにその時点はぎりぎりまで14年の着工をとにかくやろう、進めていこうということでありましたので、議会の中でも、時間がない、とにかく早くコンサルを選定しなければならぬ、こういうお話をさせていただいたというふうには聞いています。

**斉藤（裕）委員**

むちゃくちゃな話ですって、それは。皆さんの言っているように、復命書にあるように、2次的な見積書で14年になったらどうなる、1年遅れたらどうなるかという参考見積りを取るのならそれは結構ですよ。それは、安全のためにやった、そういうことでも理解をしようと思えばできますよ。

だけど、皆さんがもう正式に14年と決めてしまったら、その時点でどうやったって、ごめんなさい。履行期間を延長してしまえば、どうやったって事業なんて進まないではないですか。スケジュールが全部押していくというのはその時点で確定したわけでしょう。違いますか。

環境影響調査の仕様書を14年3月まで延長して、確認書にある、各自治体の皆さんと取り交わした14年着工なんて不可能なのでしょう、だって。概算を上げるわけでもないのだから、3月が終わってしまったから上げたら翌年ではないですか。全部、事業が遅くなるのは明らかでしょう。

**環境部長**

1年遅れと決定すれば、1年遅れるということ認めて、そういう事業計画を1年ずらそうと決定すれば、確かに事業が遅れるということになります。ただ、何回も言いますが、この時点では、一応そういう見通しで、まだ14年の着工を目指してとにかくぎりぎりまで頑張ろう、こういうことで進めています。そして、確かに矛盾だと言われれば、考え方によるとそうかもしれませんけれども、このプロポーザルの技術提案をするときには、この見積書というのは、あくまでも仕様書の案の中から出てくる見積書ですから、この見積書で契約をするということではありませんので、その辺は柔軟に対処することができるのだらうというふうには、ある程度考えています。

**斉藤（裕）委員**

では、復命書にある2次見積書と書いてありますね。1年遅れたらどうなるのかというやつですよ。これは、復命書の書き方が間違っていて、本当は、このとき既に23日ですからね、これ。打合せはもう終わって、あと連絡するだけのときだから、そのときに既に2次ではなかったのだと。だって、本見積りでしょう、そうなる。違うのですか。

**環境部長**

再三言っていますとおり、仮にと。最初に、仮にそういうことを、1年遅れた場合には環境影響調査には影響が出てくるので見積書を求めるということですから、その時点では仮にですからね。それをちょっと、もう一度、見

ていただいているとは思いますが、仮にということですから、そこで決定しているということではありませんので、その点をご理解していただけるのではないかと思います。

**斉藤（裕）委員**

23日に、ここに仮にと書いてある。仮に2次的見積書と。26日にこれは変えたわけね。そうしたら、こっちが本見積書ということですか。全都清からの、いろいろ書いていますよ、これは。参考見積書と仕様書が乖離する結果になった。この見積書は、じゃ、こっちの見積書ということだね、2期を4期に変更したやつ、その見積書ということですか。

ここに書いてあることは乖離したということでしょう。変更したものは乖離したということですよ。そうでしょう。

そうしたら、その手続は取っていなかったというわけでしょう。口頭でやっていたと。意思決定も行われなくて、後追いで決めてしまったということなのですか。

**環境部長**

再提出を求めたのが、再三言いますけれども、10月30日のヒアリングのときに再提出の見積りをしたと。その前段で、1年遅れる見通しなので、それに対応していただくということで、その対応については生活影響環境調査の6か月、まず2期の調査を4期に変更した、こういうことですから、それについてそこにも記載するように、10月25日の見積書を破棄して、11月8日までのやつを採用する、こういうことになります。これは決算特別委員会でもご説明したと思いますけれども、11月8日のやつが最終の見積りでございますと、こういうことでご答弁をさせていただきます。

**斉藤（裕）委員**

また聞きますけれども、全都清は、自分たちの行為に瑕疵があったと文書で回答してきているのですが、瑕疵行為があったら無効ではないのですか。

**環境部長**

この瑕疵というのは、業務委託契約の中の16条、そこにも16条というふうに記載していると思いますけれども、16条の瑕疵担保というのがありまして、その契約、要するに、成果品、業務提出物ですから、その成果品の中に瑕疵があった場合には補正をすることができる、こういうことでございます。その瑕疵というのはそのことを指しておりまして、そのことによって、プロポーザルの業務自体に瑕疵があったというふうに見ておりませんので、その瑕疵というのはあくまでも成果品の提出の中での瑕疵であったから補正をしました、こういうことでございます。

**斉藤（裕）委員**

瑕疵修補とかいろいろあるけれども、あいまいなところがありますけれどもね。これは、瑕疵担保請求権というのが発生するから、小樽市の側に立ったものなのですよ。

しかし、瑕疵行為があった契約というのは、業務内容に瑕疵があったといたら、その重さを量りますね。どのくらい重大かということを考えるのですよ。補正で対応できる手だては16条に書いていますよ。だけど、今回の瑕疵というのは、事業本体の瑕疵ですよ。その証拠は、工期が延びるから、それと予算が上がるから。これは、設計変更とか仕様書変更しなければならぬものなのです。このことくらいはおわかりですよ。

**環境部長**

最終的には、今、情報公開でいろいろ資料を求めているから見ておわかりだと思いますけれども、技術提案書の中に、この仕様書については、あくまでも案であって、最終的に決定したところと最終の詰めをして最終仕様書にしますよと、こういうふうなくだりがございます。ですから、これはあくまでも案であって、それで提出していただいているものですから、我々としては根幹をなすものうんぬんというふうには考えておりません。

**斉藤（裕）委員**

それで、成果品、決定したやつはどこにありますか。それは案とどこが違っていませんか。

**環境部長**

ですから、まだ契約していませんから、決定したものはございません。案でプロポーザルをやっている、こういうことです。

**斉藤（裕）委員**

答弁が間違っているでしょう。

というのは、皆さんの言っているのは16条を根拠にしているけれども、それは、推進協議会と全都清の契約行為だからです。皆さんの言っている契約していませんというのは日環センターの話でしょう、それは、だから、話が違う。間違っていますよ。

だから、終了した業務委託なのですよ、今言っているのは。皆さんがたまたま、私は、部長が16条を持ち出したから、おっ、来てくれたなと思っただけであって、そして、16条というのは全都清との関係をうたっているものだ。だから、それを日環センターの話と合致するのはだめです。これは間違い。（発言する者あり）

いや、間違いなのだから、いいですよ、そんなのは。間違いは間違いなのだから。

そこで、全都清の契約行為というのは、みずからが瑕疵行為だということを認めたわけですよ。そして、それを補正で対応できるかどうかというのが議論なのです。

しかし、ささいな日付のものであるとか、漢字の書き間違いとか、やろうと思ったけれども、若干時間が延びるから会議の日付をずらしてくれとか、こういうささいなことでさえ協議書をもって一度一度承認をとっているのです。それは間違いありません。

ところが、今回は、この発注の基礎になる、ごみ処理の基本になっている計画の年次を変えるものなのだから、これは、少なくとも推進協議会の承認行為がなければ勝手に変えることはできないのですよ。技術の問題ではないから、これは、変えるわけにはいきません。

ところが、変えてしまった。しかも、後追いになって、小樽市からの指摘によって補正されてきているものばかりなのです。みずから間違えましたと最初に持ってきたやつではないのです。そこにおられる金田副参事が業務監督員として、全都清との契約は完璧に履行されたということになっているのです。でも、されていないわけです。変更したと、今、後から言って、口頭でやった、口頭でやった、みんなにもちゃんと口頭でやったと言っているけれども、その形式は一つもない。これは、皆さんが本当に口頭でやったとか了承をとったとか言われているけれども、対外的に反証できるかできないかの問題だ。反証する手だては一つも持ち合わせていないのです。

結論から言えば、今残っているのは、私たちの、全都清側から出てきた仕様書（案）ですよ。この変更をしていないのは当方の瑕疵がありますのでと、はっきり書いてある。それと、さらに12号には書いてありますね。参考見積りと仕様書が乖離する結果だと。これしか残っていない。

皆さんは、一生懸命にやられているかと思いますが、ここまでこじれては、皆さんが、残土処理のときに、埋立業務委託のときに10万トンが6万トンになった、そんな話よりももっとでかいですよ、これは。これは重大ですよ。発注仕様書を、設計変更行為を変更の協議もしないで、業務を進めさせてしまって、受領してしまう。これ自体がおかしいではないですか。

金田副参事の成果品の受領を認めたというのは、ここで覆ってしまったわけですよ。この人たちが、済みません、間違えましたと言っているのだから、相手が。何ともない、正しいと言っているのは、環境部だけなのです。私たちは、これはおかしい、つじつまが合わない、瑕疵だ、変な行政手順だと言っているわけですよ。大丈夫なのだ、大丈夫なのだと言い続けてきたわけですよ、皆さんは。

ところが、今回は、あなたたちが発注した、仕事をした本人が瑕疵だと言っているのだから、これは認めざるを得ないでしょう、常識的に考えて。

## 環境部長

何度も申し上げますが、この補正のものを見ておっしゃられていると思いますけれども、これは、あくまでも成果品の中の、本来、さきほど言いましたように、変更したのであれば、成果品の中に変更したということを承知しなければならないと。要するに、こういうことで変更しましたよというものをつけなければならないですね。ですから、それが無いということだから、これを添付してくださいということのもので。

ですから、そういうことを全都清が瑕疵ということでは言っていますので、2期から4期になっているのは、全都清が勝手にやったわけではありません。我々の方の協議会と協議をしてそういう整理をしたということですから、さきほどから何か全都清が勝手に仕様書を変えたというようなご発言もあるようですけれども、それではないと。もう一度言いますが、この瑕疵というのは、あくまでも成果品の取扱い上の処理の仕方に瑕疵があったということをお述べているのでございます。

ですから、そういう意味では、手続上では確かにいろいろと不手際だとか、そういうことは確かにあったかと思えますけれども、全体の根幹を覆すまでのものはないというふうに私は思っています。

## 斉藤（裕）委員

とてもじゃないですけれども、私は、当然、納得できませんし、結局、この事態の重さについての話で水かけ論になりそうな気がするのですよ。それで、私は、今回の変更というのは、期間の変更というのは、基本計画の根幹に障るものだろうと、これはだれが聞いたってあたり前だと思うのですよ。それをささいなことだと言っているわけですよ。

それと、やった本人が、全都清の方が、参考見積書、仕様書が乖離すると、こうやって具体的に言っているにもかかわらず、そんなことは大したことはないと言っているわけですよ。

これはちょっと、認識の違いとかなんとかではなくて、あたり前の話だと思うのですけれども、その辺をちょっと整理させていただきませんか。

## 委員長

今までの斉藤（裕）委員と理事者のやりとりを聞かせてもらいまして、同じものについての見方が根本から違った見方をしているというのは、率直にやりとりの中ではっきりしたと思うのです。

委員長個人としては、いろいろな考えがありますけれども、これは、私が個人的にどうこう言うべきものでもありませんので、ちょうど、かなり時間がたっておりますので、一回、ここで中休みをして、各理事の皆さんにも、今までのやりとりを聞いた上での考え方とか見方があるかと思うので、ちょっと参考にして、この後、どう進めるか、そういうふうを考えてみたいと思いますので、若干の時間を取りたいと思います。

理事会は15分ごろに、ちょっと休ませてもらって、その後に、皆さんのご意見を聞きながら、その後のこと、進め方について決めたいと思いますので、30分ほど時間をとりたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時44分

再開 午後4時30分

## 委員長

休憩前に引き続いて会議を再開するのですが、その前に、一言、委員長の方からお話しさせていただきたいと思えます。

今の委員会休憩中に理事会を開きまして、今後、この問題をどう取り扱うのか、進めるのかということを論議しておりました。しかし、なかなか理事の皆さんはいろいろご意見がありまして、必ずしもこういう方向でというの

は今のところまだ一致できておりません。質問の中身も含めて、これは今度の4定あたりにまた話全体として持ち越す部分が多いのではないかと思います。時間が若干ありますので、今までの斉藤（裕）委員のやりとりの中で、平行線のままで来ている部分があるものですから、理事者の皆さんにお願いですけれども、その辺がどういうふうに詰められるのか、今日でかなり問題になっていることは浮彫りになったと思いますね。ほかの委員の皆さんも大体何が問題なのかということがはっきりしてきたのではないかなと思うので、そういうものに関連して、詰められるところがあれば、この次までに詰めていただきたいなと思います。

どうも、全体としては、こういう大事なプロジェクトで、いろいろな取扱いがずさんだという点では、共通した意見だったと思います。これはまだ続く話ですから、特に意思決定なんかの場合について、単純に口頭でやりとりしたということで済まされなくて、そのことがどなたから指摘されてもこうなっていますということ、形というか、文書に残るような格好にさせていただかないと、またこんなことになりかねないと思うので、そこら辺はひとつよろしくお願ひしたいと思います。

あと、今日の運びですけれども、斉藤（裕）委員の質問の途中になっておりますので、引き続いてやってまいります。しかし、それぞれ委員の皆さんにもご都合がありまして、公明党、それから民主党は質問はないと言っておりますので、大体5時ころをめぐりに、引き続き斉藤（裕）委員に質問してもらいます。せっかく助役も見えておりますので、助役にもお聞きしたいことがあると言っておりますので、そんなことで再開させてもらいます。

それでは、質疑を続行します。

#### **斉藤（裕）委員**

お取り計らいをありがとうございました。

質問を続けます。

部長にお尋ねしますけれども、日環センターという候補が上がってきました。日環センターとまだ契約していないから、こういうさきほどの休憩前の答弁もありましたけれども、日環センターとは、このままで行けば契約をするということにしたのですか。

#### **環境部長**

今の段階では、プロポーザルをやって日環センターに一応、コンサルというのは決まったというのですか、一応の候補といいますが、それになりまして、推進協議会の中でも日環センターでいだろうという判断でいますので、今の状況で行くと、そういう経過になったときには日環センターと話をするというのですか、そういう契約をするために進めていきたい、こういうふうには思っています。

#### **斉藤（裕）委員**

助役に尋ねますけれども、助役は、推進協議会の中で実務をつかさどる助役会というのですか、会議というのですか、その重要なポジションを占められているわけですね。1年以上、産廃から始まりまして、今回の焼却場に至るまでいろいろなことが起きています。部長も、再三、透明性の確保ということを言われているわけですが、少なくとも私には不可解な点が多い、こう指摘させていただいていただけです。

それで、透明性を確保するのであれば、全都清とはもう一つ違った視点からコンサルというものを検討してみようかと、こういうお考えはありませんか。

#### **助役**

この件につきましては、先般も市長から明確にお答えをしていると思いますけれども、確かに、今回の一連の問題のご指摘につきましては、いろいろ事務的な処理の不手際といいますが、そういったことは確かにありましたし、また、その都度、何といいますが、おわびをし、今後の透明性についてもお話をさせていただいてまいったわけでありまして、そして、全体的にといいますが、要するに、この業務自体につきまして、さきほどから環境部長もご答弁しているように、根幹となります間違いといいますが、そういったことにはならないだろうというふうに私

どもは判断しておりますので、したがって、今回の基本計画といいますか、先般の成果品をやり直すといったような考えは持っていないわけでございます。

ただ、問題は、市の方の事務処理、あるいはまた、全都清の事務処理も含めましていろいろご指摘もありましたので、内部にはもちろん今後の事務処理の進め方については、これからきちんと厳しく注意をしていかなければならないわけでありまして、全都清の事務処理につきましても、先般、市長が上京した折に、市の東京事務所においでをいただいて、事務処理につきまして、今後は十分気をつけていただきたいといったような趣旨の申入れもしております。そういったことを含めまして、要するに、これからの事務処理の進め方については今までのご指摘を参考にしながら、二度とこういったことのないように十分留意をしていかなければならないというふうに考えております。

**斉藤（裕）委員**

助役に重ねて聞きますけれども、今回の仕様書の内容が変わってくることによって、5町村の皆さんの負担は増えるはずですか。増えるわけですね。

これについて、助役会ではどのような判断をされていますか。

**助役**

具体的に各町村の負担がどういうふうに増えるかということはまだご相談をしておりませんが、前回の助役会議におきましても、建設予定地の町内会との折衝の状況がこういうことですから、当初の計画はなかなか予定どおり実行することは難しい、そういったような状況をご説明しております。また、これから、例の環境アセスの調査につきましても、従来、2シーズンといいますか、2期というようなことをごさしましたけれども、町内会の話が延びているということもありますので、この際、やはり、通年で4期のアセスを実施しようといったようなことも、正式には、また次回の幹事会あるいは助役会議でご理解をいただくように協議しなければならないと思いますので、それにつきましてもご理解をいただけるものというふうに考えております。

**斉藤（裕）委員**

そうしたら、他町村の皆さんは、正式に理解をして承認をしたということではないのですか。5町村の皆さんは、2期、4期、そして14年3月29日に延びたことに対しては、正式に受け止めてはもらえないということですね。

**助役**

具体的な金額につきましてもまだ提示していないと思いますけれども、考え方としては、先般の推進協議会の中でもおおむねそういった話はしているというふうに聞いておりますから、そういったことでも具体的な提示をした段階でご理解をいただけるだろうというふうに考えております。

**斉藤（裕）委員**

おおむねとかとおっしゃっていましたが、推進協議会の規約によりますと、協議会の運営等々に関する重要な事項というのは、諮らなければならない、諮って進めるという規定があります。つまり、今回のスケジュールに関することは諮られて当然のことですし、あたり前のことですから、それは諮られたのでしょうか。

助役にお尋ねします。

**助役**

今年の1月15日の協議会の助役会議の中で、そういった負担につきましても考え方を示しまして協議をいただくというような説明、協議もしておりますので、今後、具体的な金額を示すことによって協議に入っていただくというふうに考えております。

**斉藤（裕）委員**

時間も協力したいので、絞って聞きますけれども、仕様書の変更については、協議会内で諮られたのですか。

**(環境) 金田副参事**

11月29日に成果品を出されていますけれども、成果品の中には、環境影響評価調査の関係が2期から4期に変更になった金額が見積額として計上されてございます。それに基づきまして、1月15日に、25日開催の推進協議会の中でその内容を確認しております。

**斉藤(裕)委員**

勘弁してください。急いでやろうと思っていますから。

事前に、いつの時点でその仕様書内容が変更されたか、これが規約に基づいてどこで諮られたかということを知っているわけです。予算書の中に含まれているから察してくれみたいな話はちょっといただけないです。いつ諮られたかだけお答えください。

**助役**

さきほど申し上げましたように、1月15日の助役会議、幹事会議の中で、今の問題につきましては、町内会の基本合意を得た後に、またこれは推進協議会で予算づけをするとか、そういうことは別にしまして、いずれは連合という組織を立ち上げて、その中で負担の割合というふうにもなりますので、そういった中できちんとした配分につきましては提示をするといったようなことで、先般の1月15日の助役会議でもってそういうお話をさせていただいております。

**斉藤(裕)委員**

では、確認しておきますけれども、1月15日に確認したことは、今、おっしゃった負担割合はこれからという話ですね。仕様書の変更というのは、それでは、事前に助役会議に諮られてはいなかったということだけは確認しておきます、それでは、そういうことですね。1月15日とおっしゃっているわけだから、これが行われたのは前年の10月23日ですから、それだけ確認しておきます。これでよろしいですね。

それと、総務部に聞きますけれども、今後、推進協議会とどこかのコンサルとが契約を結ぶことになると思います。この契約行為というのは、小樽市議会の議案として上ってきますか、上ってきませんか。

**(総務) 総務課長**

予算という形では、議案で出ると思います。

**斉藤(裕)委員**

つまり、当初予算か補正か知らないけれども、全体の予算の中の一項目ということで上がってくるわけであって、単独として上がってくるということはないわけですね。

**(総務) 総務課長**

当事者が小樽市でありませぬので、契約議案という形では出ないというふうには考えます。

**斉藤(裕)委員**

つまり、この契約行為が進んだとしても、全部の予算を否決する以外に方法はないということになるわけです。つまり、我々議会の方には、この焼却場問題を抜き出して、その真偽を確かめるということとはできないということ、今、確認しておきます。

それと、法律の専門家でおられます課長に聞きますけれども、今回、全都清と推進協議会の業務委託というのは、210万円、それはもう既に終了したのです。環境部は成果品を受領しました、納品というのかな。それで、代金が支払われました。

さて、成果品を受け取ってからの補正というのは可能ですか。

**(総務) 総務課長**

補正といいますのは、さきほどから話は聞いておりますけれども、私はちょっと理解しているわけではなくて、一般的な話になるかもしれませんが、既に契約が完結している段階で補正ということだけでちょっと答えさせてい

たきます。

納品した方が、一部に誤りがあったということで直させてほしいということですから、それを受ける、受けないというのは、自由かなというふうには思います。

**斉藤（裕）委員**

納品をされた側、つまり、推進協議会側から補正をしてくださいということは頼めますか。

**（総務）総務課長**

多分、不完全履行という形になるのかなという気がします。完全な形で契約が終わっていなかった、それで、推進協議会の方から補正を求めたのだろう、仮に補正を求めるのであればですね。完全な形では履行されていない、一部に不完全があったということでやったとすれば、これはまだ契約は完結していないというふうに考えます。

**斉藤（裕）委員**

不完全履行であれば、業務担当した者は、それを気づかず受領したわけですから、その点の責任は生じますね。

**（総務）総務課長**

やはり、契約が完全に履行されたか、されないかを確認するための立場だったのだらうと思いますから、結果的に補正を求めることになりますと、そのとき気づくべきものを気づかなかったということにはなると思います。

**斉藤（裕）委員**

特別監査の問題です。

特別監査は、今回、推進協議会に対して、私は可能だと思いますけれども、いかがですか。

**（総務）総務課長**

特別監査とおっしゃったのがちょっと、補助金や何かでありませぬので、あくまでも契約ですけれども、市の方が監査に入ることができるのは市が当事者になっている場合で、市の費用を出して何かの契約を締結するときには監査の対象、監査委員の監査ではありませんけれども、市長の側から調査をするということは自治法にできるという規定があります。

**斉藤（裕）委員**

小樽市に負担金が発生している行為に対して、監査はできると私は理解しているのですけれども、違いますか。

**（総務）総務課長**

今おっしゃっている負担金あるいは補助金の部分は、財政援助団体の部分です。今のような推進協議会の場合は契約関係になりますので、こちらの方から、言ってみれば援助を目的にやっているものでありませんので、規定がちょっとちがうところになると思います。今、斉藤（裕）議員がおっしゃっているのは、多分、199条以下の監査委員の監査のことをおっしゃっていると思うのですけれども、財政援助団体等の監査ということだと思います。私が、今、申し上げたのは、その前の方の契約関係のところに出てくる規定なのです。市が全く私人と同じ対等の関係で契約すると、そのときに、その契約内容が完全履行されるかどうかという感じの、そういった規定は別にあるのですけれども、今、斉藤（裕）議員がおっしゃっているのは多分199条以下の方だと思うのですが、財政援助団体と。

いずれにしましても、これは市が当事者になっていなければなりませんから、協議会の場合は、協議会に対して市が負担しているということになってきて、それは財政援助ではありませんので、ちょっと条数は忘れましたが、契約関係でも、直接、協議会の方を監査するということではできないと思いますし、財政援助ではありませんので、監査委員の監査ということもできないというふうに思います。

**斉藤（裕）委員**

そうすると、推進協議会と小樽市の関係というのは、契約が存在しているということなのですか。

私は、推進協議会がどんな事業目的の下に新たな契約を結ぶ、そっちの方を言っているわけではないのです。本

体そのものと、推進協議会そのものと、小樽市との関係、それは、今、負担金という形になっているわけでしょう。その負担金の支出先に対しての監査の権限はあるかどうかと言っているわけです。

**(総務) 総務課長**

今のは、推進協議会が自治法で言う協議会ではありませんで、私法上の契約に基づいてつくられた協議会ということになると思うのです。恐らく、組合的なものだと思うのです。みんなで集まって、こういった目的のためにこういったことをやりましょう。ついては、負担金として各市町村がこれだけ出し合いましょうという形で進みつつあるので、言ってみれば任意団体ということですから、これは、設立の根拠は自治法ではなく、これは民法の方になってくると思うのです。

その設立した協議会に対する負担金ということになってきますから、これはやはり、組合契約といえますか、そういったところで出てくる負担金だろうというふうに思います。

**斉藤(裕) 委員**

では、確認しておきますけれども、その理屈でいくならば、小樽市から推進協議会の口座に入った時点までのところが監査の対象になる。そこから先は、中には立ち入れないという理屈になりますか。

そうでしょう。支出金が適切な事務の下に送付されたら、相手に渡ったかということまでしか確認できないということですね。そうでしょう。使い道については、預かり知らぬことという形になります。権限が及ばないという判断になるわけです、それでいくと。

**(総務) 総務課長**

それは、やはり、監査ということではなく、予算の執行という形の中で、予算の執行が適切であるかどうかという話かなと。監査という話とはちょっと違うかなというふうに思います。

**斉藤(裕) 委員**

その辺は、わかるように後ほど説明していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、今回、環境部とのやりとりの中で、文書が存在しないという話が多く見受けられます。私は、少なくとも、行政意思の決定に至ったものは公文書として保管されるべきもの、こう思っているわけですね。それで、今回は、推進協議会の意思決定はされたのだから、その前段となる構成員としての小樽市の意思決定、そういうものの文書が残っていないということが問題を複雑化していると思っています。

そこで、一般論でいいですから、お尋ねしますけれども、行政の意思決定をした文書というのはつくられるべきなのですか。

**(総務) 総務課長**

一般的にはおっしゃるとおりだと思います。

**斉藤(裕) 委員**

もうちょっとサービスして。

**(総務) 総務課長**

例えば、市長の方から、逆に、ああしろ、こうしろという指示が出る場合がありますから、そのときには、また更に係員から起案して決裁をとるという意味はありませんので、そういった場合には意思決定のための文書というのはつくらないという場合もあるかもしれません。

しかし、一般的には、自分がこうこうこうしたいということで文書を書いて、そして、それぞれの係長、課長、部長、助役、市長という形でもらって、専決権のあるといえますか、専決権者の判をもらって、これをもって意思決定されたのだという証拠文書としますので、一般的にはそういう形で文書にすべきだというふうに思います。

**斉藤(裕) 委員**

趣旨は違いますけれども、今、手続条例や何かというようなものが、最近、ここ数年、よく活用されています

ね、活用と言ったらいいのか。これは、行政の意思決定過程に対しての異議であるとか、一言言いたいという人たちがけっこう使うわけですが、その基になるのも、やはり意思決定過程を明確に示せる材料が残っているということだと思っております。

そういった趣旨からいくと、今回の環境部の口頭で話しました、口頭で確認をとりました、こういうことはどうもいただけないと私は思っているのです。ささいな、日付の変更であるとか、そういうことは一生懸命持回りで、それこそ事後報告とか、そんなものは一生懸命持回りで文書をつくって保管しているにもかかわらず、事業計画そのものの延期、延長になる仕様書の変更なんていうものが、それがどういういきさつで、小樽市としてのですよ、小樽市としての意思決定をしたのかというのはここにはないわけです。これは、改めていただきたいし、きょう答弁されたことをきちんとまとめられて、後ほどわかるように、時系列的なものは、口頭です、口頭ですと言われたら何もわからないですよ。だから、口頭は口頭でもしょうがないでしょうから、口頭で、いつ、だれとこういうような協議をしたのだと。しょうがないですから、こういうことを、これからでもつくっていただきまして、きちんと保存しておいていただきたい、こう思います。

つくっていただけますか。

#### **環境部長**

推進協議会として、そういう事務の流れをやって、口頭で説明したということはお話しさせていただきました。本来であれば、口頭で説明した内容等々というのは、従来から言いますように、こういうふうに口頭で説明して、成果品の中ではこういうふうに仕様がありましたというふうに整理しなければならないものが、整理されていなかったということで、全都清から補正をいただいたということです。さきほどからいろいろと答弁させていただきましたけれども、事務の流れ、手続、これについてはずさんさがあったということは、確かにいろいろあったわけですから、今後については十分その点を気をつけていきたいと思っております。

そして、今までの流れに関しても、今、そういうご指摘で、文書上でちょっと整理した方がいいのではないかとということですから、時系列的なもので整理したいというふうには思っています。

#### **斉藤（裕）委員**

終わります。

#### **委員長**

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会します。